

# 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度在り方に関する検討会報告書 (参考資料)

# 特定機械等に係る労働災害発生状況

## ボイラー等（死傷者数）

	1990年	2000年	2010年	2020年
ボイラー	2人	1人	2人	0人
第一種圧力容器	2人	5人	1人	0人

## クレーン等（死亡者数）

	1990年	2000年	2010年	2020年
クレーン	78人	51人	33人	17人
デリック	3人	0人	0人	0人
エレベーター	21人	11人	4人	3人
建設用リフト	2人	1人	0人	0人

## 移動式クレーン等（死亡者数）

	1990年	2000年	2010年	2020年
移動式クレーン	108人	63人	37人	22人
ゴンドラ	2人	0人	0人	0人

# 特定機械等の設置件数の推移

	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年
ボイラー	121,086件	90,582件	59,043件	38,846件	21,280件
第一種圧力容器	106,036件	126,488件	123,629件	113,562件	95,282件
クレーン	103,478件	120,061件	131,828件	135,005件	134,262件
デリック	1,486件	621件	323件	154件	74件
エレベーター	13,325件	21,622件	29,154件	35,960件	42,750件
建設用リフト	1,322件	680件	104件	7件	17件
移動式クレーン	59,615件	83,540件	97,105件	67,690件	78,031件
ゴンドラ	5,571件	11,570件	17,205件	18,433件	19,415件

# 特定機械等の製造許可件数の推移

	1981年度	2004年度	2010年度	2022年度
ボイラー	35件	35件	19件	14件
第一種圧力容器	124件	124件	98件	75件
クレーン	465件	102件	91件	53件
デリック	8件	10件	15件	9件
エレベーター	12件	0件	1件	0件
建設用リフト	12件	6件	3件	4件
移動式クレーン	6件	4件	2件	0件
ゴンドラ	32件	13件	2件	2件

# 特定機械等の製造時等検査数の推移

	1980年度	1990年度	2000年度	2010年度	2020年度
ボイラー	9,364件	4,106件	1,679件	1,053件	761件
第一種圧力容器	18,240件	15,414件	8,427件	5,169件	4,071件
移動式クレーン	5,795件	8,927件	1,761件	1,468件	2,048件
ゴンドラ	755件	1,274件	656件	354件	720件

出典：業務資料

# 特定機械等の落成検査数の推移

	1980年度	1990年度	2000年度	2010年度	2020年度
ボイラー	5,006件	2,033件	850件	491件	368件
第一種圧力容器	6,930件	6,735件	3,844件	2,770件	2,129件
クレーン及びデリック	7,933件	9,237件	4,185件	2,842件	3,098件
エレベーター	4,092件	2,924件	1,525件	1,424件	2,018件
建設用リフト	2,321件	803件	76件	5件	4件

出典：業務資料

# 特定機械等の製造時等検査の民間移管状況

平成24年度から、すべてのボイラー、第一種圧力容器の製造時等検査は原則として登録製造時等検査機関が実施する制度とした。これを受け、平成25年度から登録製造時等検査機関で検査業務が開始された（登録を受ける者がいないとき等は検査業務の全部又は一部を都道府県労働局長が実施）。

## 令和4年度における製造時等検査の状況

検査実施者	ボイラー	第一種圧力容器
登録製造時等検査機関	535件	3,480件
都道府県労働局長	114件	561件
民間移管割合	82%	86%

出典：業務資料

## 令和4年度末までに都道府県労働局長の検査を停止した労働局

### ボイラー：14労働局

岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知

### 第一種圧力容器：31労働局

北海道、宮城、山形、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本

# 登録製造時等検査機関における検査員の育成

- 登録製造時等検査機関の検査員は、学科研修、検査実習を修了した者であることを要件としており、経験等に応じて学科研修の時間、検査実習の件数を定めている（労働安全衛生法第46条第3項、別表第6）。
- 登録製造時等検査機関では、行政機関と同等の検査が可能となるような検査員の育成を行っている。

	民間機関	行政機関
研修実施者	登録製造時等検査機関	労働大学校、都道府県労働局、 労働基準監督署
学科研修	<u>160～210時間</u> (ボイラーと第一種圧力容器 の両方の検査を行う検査員は <u>180～235時間</u> )	労働大学校 <u>約90時間</u> 都道府県労働局、労働基準監督署 <u>適宜</u> (OJT) (クレーン等に関する研修を含む)
検査実習	<u>10件～15件</u> (ボイラーと第一種圧力容器 の両方の検査を行う検査員は <u>20件～30件</u> )	ボイラー <u>12件程度</u> 第一種圧力容器 <u>12件程度</u>